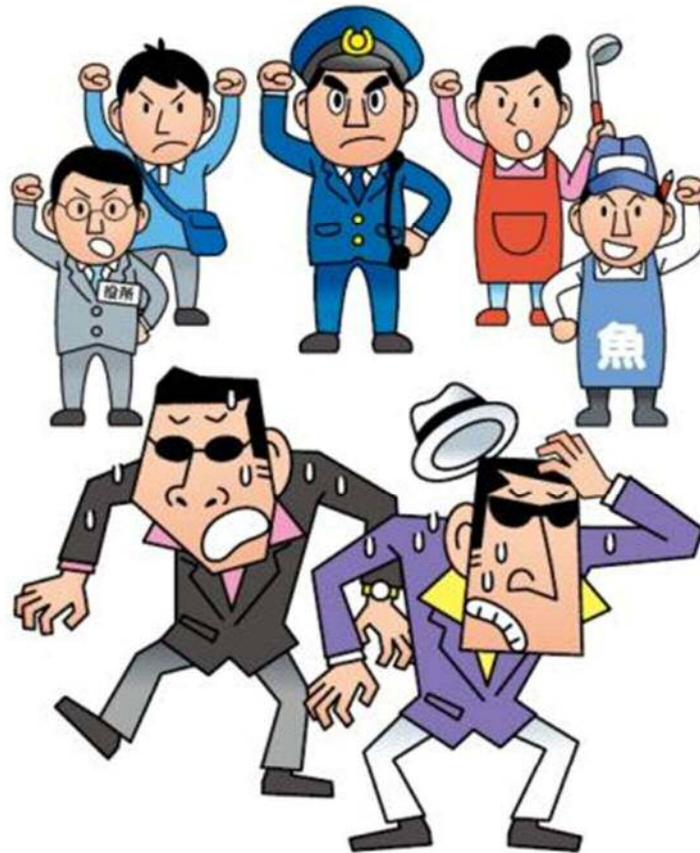


平成 25 年 3 月 19 日発行
平成 28 年 4 月 1 日所管局名改正

暴力団の排除にかかる 照会事務マニュアル



市民文化局地域振興部区政課（地域防犯担当）

211-2252

はじめに

本市では、市民の安全で平穏な生活を確保し、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的として、平成 25 年 2 月 26 日に「札幌市暴力団の排除の推進に関する条例」（以下「条例」という。）を制定し、同年 4 月 1 日に施行予定となっています。

条例では、市が行う措置として、市の発注する建設工事その他の市の事務又は事業（以下「公共事業等」という。）と、市の設置する公の施設からの暴力団排除に必要な措置を講ずるものと規定しています。

条例の実効性を確保するには、暴力団員及び暴力団関係事業者を確実に排除する必要があり、そのために暴力団情報を保有する北海道警察と「暴力団等の排除に関する合意書」（以下「合意書」という。）を締結し、必要な暴力団情報を入手するために照会することができるようになりました。

本マニュアルでは、暴力団排除措置を講ずるために必要となる合意書に基づく道警への照会等の具体的な流れを記載していますので、条例、関係規程、合意書及びマニュアルに基づき、本市の公共事業等と公の施設から確実に暴力団を排除するようお願いします。

目次

○排除対象者	2
○公共事業等からの排除	3
○公の施設からの排除	8
・指定管理者の場合には	10
○急を要する場合の措置	11
○その他	12
○添付資料	
・資料 1 暴力団排除措置のフローチャート	13
・資料 2 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例	14
・資料 3 暴力団等の排除に関する合意書	17
・資料 4 暴力団排除に係る連絡先一覧	28

排除対象者（合意書第3条）

1 「排除対象者」とは

「暴力団」、「暴力団員」及び「暴力団関係事業者」をいいます。

2 「暴力団」とは

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいいます。

【法第2条第2号】

その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

3 「暴力団員」とは

法第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。

【法第2条第6号】

暴力団の構成員をいう。

4 「暴力団関係事業者」とは

暴力団員が「実質的に経営を支配する事業者」「その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者」をいいます。

(1) 「暴力団員が実質的に経営を支配する事業者」とは

個人若しくは役員等が、

○暴力団員である事業者

○暴力団員がその経営に実質的に関与している事業者

をいいます。

(2) 「その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者」とは

個人又は役員等が、

○自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしている事業者

○暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している事業者

○暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業者

○暴力団であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている事業者

をいいます。

【「役員等」とは】

法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時、請負契約を締結する権限を有する事務所をいう。）を代表する者で役員以外のものをいいます。

公共事業等からの排除（合意書第4条）

1 照会が必要な場合とは

排除対象者への該当の有無を道警に照会するか否か、又は照会対象者の範囲やタイミングについては、対象の事業の内容や性質などにより、

- 対象者全てを実施
- 暴力団への関与が疑われる場合のみ実施
- 事後に暴力団への関与が判明した場合に実施

に分かれ、各事業の所管課の判断により行ってください。

【暴力団への関与が疑われる場合とは】

- 申請書や誓約書の暴力団該当有無の確認欄に「有」に記入し、自己申告している
- 申請書や誓約書の暴力団該当有無の確認欄に何も記入せず、指摘しても従わない
- 対象者と面接した時の態度や言動、風貌、身体的特徴等から暴力団関係者と思われる
- 第三者等から対象者が暴力団関係者であるとの風評を聞いたり通報を受けたりした
- 過去に暴力団関係者であることが判明している など

2 市から照会する場合

(1) 所管課から区政課への流れ

相手方が排除対象者に該当するか否かの照会を行うに当たっては、まず、所管課において「合意書別記第1号様式」を作成して下さい。

同照会書には

「事務・事業名」

と、対象別に

個人：「氏名（ふりがな）」、「性別」、「生年月日」、「住所」

法人：「商号（ふりがな）」、「所在地」、役員等に係る「氏名（ふりがな）」、性別、生年月日、住所」

を記載します。

照会に必要な最低限の対象者の情報としては、

個人：「氏名（ふりがな）」と「生年月日」

法人：「商号（ふりがな）」

ですが、同姓同名の場合等もあることから、情報の正確性を期すためにも可能な限り照会書の記載事項は埋めていただくようお願いします。

同一案件の事務・事業で、複数の個人・法人を照会する場合は、適宜別紙を活用してください。

その際には、照会書に「別紙のとおり」などと記載し、別紙として対象者の必要な情報を記載した一覧表を添付してください。（様式は定めていません。）

【合意書別記様式第1号の記載例】

別記第1号様式

文書番号
年月日

区政課で文書番号及び作成年月日を記載

照 会 書					
事務・事業名		〇〇事業の認可			
個人	氏名	性別	生年月日	住 所	
	札幌 太郎	男	S.45.6.7	札幌市厚別区〇-〇	
法人	商号	株式会社市民まらづくり高専			
	所在地	札幌市中央区〇-〇			
	役職名	氏名	性別	生年月日	住 所
	代表取締役	札幌 一郎	男	S.34.5.6	札幌市中央区〇-〇
個人	取締役	札幌 花子	女	S.37.11.3	札幌市中央区〇-〇
	札幌支店長	区政 次郎	男	H.2.3.14	札幌市北区〇-〇
照会事項		「暴力団等の排除に関する合意書」第3条に規定する排除対象者に該当するか否か。			
備 考		(連絡先 市) 区政課 ●● 211-2252)			
上記のとおり照会します。					
北海道警察本部長 様					
札幌市長					

氏名や商号には必ずふりがなを記載

生年月日は和暦で記載

所管課名と担当者名、連絡先電話番号を記載

区政課で市長公印を押印

【合意書別記様式第1号の別紙を活用した場合の記載例】

照 会 書					
事務・事業名		〇〇事業の認可			
個人	氏名	性別	生年月日	住 所	
	別紙のとおり				

「別紙」は様式自由

照会書本紙に「別紙のとおり」と記載

別紙

氏 名	性別	生年月日	住 所
札幌 一郎	男	S.34.5.6	札幌市中央区〇-〇
札幌 花子	女	S.37.11.3	札幌市中央区〇-〇
区政 次郎	男	H.2.3.14	札幌市北区〇-〇

合意書に基づく道警への照会は、区政課が一元的に行います。

なお、従前から別途合意書を締結する等して道警に対して照会している場合は、今までどおりの運用をしてください。

各所管課で照会書に内容の誤りがないかをよく確認した上で、区政課地域安全担当係宛イントラメールでデータ送付してください。

(照会書の記載事項に誤りがあると正確な回答が得られません。区政課で内容を確認することはできませんので、所管課で必ずチェックしてください。)

(2) 区政課から道警への流れ

区政課では、照会書を受領後、文書番号を付し、市長公印を押印した上で、原則としてその都度道警本部捜査第四課暴力団排除係へ送付します。

道警からは概ね1週間以内に市に回答がありますが、お急ぎの場合はその旨をご連絡ください。

また、照会量が多い場合は、回答までの時間が必要となりますので、一度に百件を超えるなどの照会を行う場合には事前に連絡をお願いします。

(3) 回答の流れ

道警から「合意書別記第2号様式」が区政課に到着次第、所管課に送付します。

なお、排除対象者に該当する旨道警から連絡があり、速やかな対応が必要な場合は、口頭で連絡する場合があります。

(4) 排除の流れ・支援要請の手続き

暴力団に該当があった場合は、各関係規程等に基づき暴力団排除措置をしてください。排除対象者は暴力団関係者であるため、不当な暴力や妨害、抵抗等が考えられます。従って、暴力団排除措置を行う場合等には、合意書第7条第2項の規定に基づいて道警に支援を要請することができます。

具体的には、市が排除対象者に対して暴力団排除措置の告知などを行う場合に、警察官の待機を求めること等ができます。(警察官に同席を求めることまではできません。)

支援が必要な場合は、合意書別記第8号様式を作成し、区政課に送付してください。

【合意書別記様式第8号の記載例】

別記第8号様式

文書番号
年月日

北海道警察本部長 様

札幌市長

「暴力団等の排除に関する合意書」に基づく支援要請について
「暴力団等の排除に関する合意書」第7条第2項に基づき、次のとおり支援を要請します。

記

- 必要とする支援の内容
〇〇事業の認可にかかる暴力団排除措置において、対象者に対する通知時に、警察官の付近待機を願う。
- 支援を必要とする日時及び場所
平成25年4月〇日 午後1時00分
札幌市中央区北1条西2丁目 13階区政課執務室内
- 対象者の住所・団体名・商号・氏名・性別・生年月日等
札幌市中央区〇-〇
札幌 一部 男 昭和34年5月6日生
- 支援を必要とする理由
対象者が暴力団員と判明したことから、妨害等不測の事態が予想されるため。
- その他参考事項

(連絡先) 市)区政課 ●● 211-2252

区政課で文書番号・作成年月日・市長公印を押印

道警に依頼する具体的な支援内容を記載

支援が必要な日時や場所を具体的に記載

当該支援に係る排除対象者の情報を記載

排除対象者からの妨害等が予想される旨を記載

所管課名と担当者名、連絡先電話番号を記載

なお、公共事業等からの排除自体は市の行う措置であり、この暴力団排除措置に不服があるのであれば当然市で対応すべきですが、排除対象者が「暴力団員はとっくにやめている」とか、「暴力団員と深い交際などしていない」等と申し立て、排除対象者に該当するという照会結果に対して異議を唱えるような場合には、対象者に対して

『あなたが暴力団員（暴力団関係事業者）であるという認定は道警によるものですので、不服があるのであれば、直接道警に対して確認してください。』
等と教示し、その後区政課に報告願います。

また、合意書第4条第4項において、「排除措置を行った場合は、警察本部長に対し、速やかに連絡する」と規定していることから、道警から排除要請を受けた事案の結果については、その措置結果について、区政課に連絡願います。

3 道警から排除要請があった場合

道警がその業務の中で市の公共事業等に関係する排除対象者を把握した場合、「合意書別記第3号様式」により市に通知がなされ、排除を要請されることがあります。

同様式を区政課が受理した場合、直ちに所管課に送付しますので、排除措置を行うようお願いいたします。

4 道警から暴力団排除措置の取消しがあった場合

道警が合意書別記第2号及び第3号様式において排除要請を行った後に、事情の変化等によって排除対象者に該当しないと判断した場合、「合意書別記第4号様式」で排除の取消し通知がなされる場合があります。

同様式を区政課が受理した場合、直ちに所管課に送付しますので、排除措置の取消を行うようお願いいたします。

公の施設からの排除（合意書第5条）

1 照会が必要な場合とは

排除対象者への該当の有無を道警に照会するか否か、又は照会対象者の範囲やタイミングについては、施設の性質や利用申込の状況等を勘案の上、各所管課の判断によって行って下さい。

公共事業等からの排除との相違点は、公共事業等からの排除では「暴力団員又は暴力団関係事業者」という「人（法人）」を排除の判断基準としているのに対して、公の施設からの排除では「暴力団の活動に利用されないようにするため」という「施設利用の目的」が排除の判断基準となります。

従って、利用目的が暴力団の活動になりうる場合に、その「申請者」や「利用者」などについて照会することとなります。

【具体的に照会が必要な場合とは】

- 申請書の利用目的が暴力団活動と判断される（襲名披露や組員の冠婚葬祭など）
- 申請書の利用目的を記入せず、指摘しても従わない
- 対象者と面接した時の態度や言動、風貌、身体的特徴から暴力団関係者と思われる
- 第三者から利用目的が暴力団活動であるとの風評や通報を受けた
- 有料興行で、資金が暴力団に流れる可能性がある
- 過去に暴力団活動に利用したことが判明している など

2 市から照会する場合

基本的な照会の流れは公共事業等からの排除と同様に、所管課から区政課を通じて道警に照会し、回答を受領することとなります。

照会に当たっては、「合意書別記第5号様式」を所管課が作成します。

記載事項は、「団体名・商号・氏名（ふりがな）」、「性別」、「生年月日」、「住所」のほか、暴力団の活動に利用されるものか否かの判断とするため

- 施設の所在地・名称
- 利用予定年月日
- 利用の目的

○照会の対象者が、「申請者」「利用者」「参加者」「主催・協賛者」のいずれの者が必要となります。

様式の記載スペースが限られていますので、同一の案件で複数の照会対象者がいる場合には、適宜別紙一覧表を活用してください。

なお、指定管理者が管理している施設については、当該施設の所管課が区政課に照会を行ってください。

【合意書別記様式第5号の記載例】

別記第5号様式

文書番号
年月日

区政課で文書番号・
作成年月日・市長公
印を押印

北海道警察本部長 様

札幌市長

「暴力団等の排除に関する合意書」に基づく情報提供について（照会）
「暴力団等の排除に関する合意書」第5条第1項に基づき、下記対象者が同合意書第3条に規定する排除対象者に該当するか否かについて照会します。

照会する対象者の情
報を記載。複数の場
合は、「別紙のとおり
」として、一覧表
を添付

記

1 対象者の住所・団体名・簡号・氏名・性別・生年月日等
別紙のとおり

2 対象の施設

**札幌市中央区〇-〇
札幌市民センター 大ホール**

利用対象の公共の施
設の情報を記載

3 利用の予定年月日

平成25年4月1日

4 利用の目的

プロレスの有料興行

暴力団の活動か、利
益になるかの判断の
ため、利用目的を具
体的に記載

5 申請対象 **別紙のとおり**

- 利用許可の申請者
- 利用許可を受けた者
- 利用許可に係る行事等に参加する者
- 利用許可に係る行事等の主催者、協賛者等

該当項目にレ点でチ
ェック。複数の場合
は別紙に記載

(連絡先 〇)〇〇 〇〇 211-〇〇〇〇)

施設の所管課名と
担当者名、連絡先電
話番号を記載

申請対象
の区分を
記載

団体名や氏名に
は必ずふりがな
を記載

団体と個人の両方を
照会する場合は、個
人の役職を記載

別紙

	申請対象	団体名又は氏名	性別	生年月日	所在地又は住所	備考
1	申請者	株式会社暴力興行	/	/	札幌市中央区〇-〇	
2	申請者	札幌 一郎	男	S.34.5.6	札幌市中央区〇-〇	1の代表取締役
3	利用者	札幌暴力プロレス	/	/	札幌市中央区〇-〇	
4	利用者	区政 次郎	男	H.2.3.14	札幌市北区〇-〇	2の代表

回答は「合意書別記第6号様式」によってなされますので、各規程等に基づいて暴力団排除措置を行ってください。

なお、公共事業等からの暴力団排除措置と同様に、道警の支援を要請することができますので、積極的に活用してください。

3 道警から排除要請があった場合

道警が市の公の施設利用で実施される暴力団の行事や排除対象者を把握した場合、「合意書別記第7号様式」により市に通知されることがあります。

同様式を区政課が受理した場合、所管課に送付しますので、排除措置を行うようお願いします。

指定管理者の場合には？

公の施設を管理している指定管理者は、条例第13条において、暴力団の排除を図るために必要があると認めるときは、申請者等から必要かつ最小限の範囲内で個人情報を収集し、警察へ提供することができるかと規定されています。

しかし、施設の所管課や区政課と情報共有しながら事務を進めることが望ましいことから、照会の必要性が生じたときは、当該申請にかかる情報や状況を所管課に報告し、所管課から照会するようお願いします。以後の手続きは前記のとおりです。

【照会】 指定管理者⇒所管課⇒区政課⇒道警

【回答】 道警⇒区政課⇒所管課⇒指定管理者

なお、支援要請についても同様の手続きとなります。

ただし、次頁で説明する合意書第8条の「急を要する場合の措置」において、夜間や休日等のため所管課を経由することができない場合は、指定管理者が道警に対して、直接照会や支援要請を行うことができます。

【照会】 指定管理者⇒道警

【回答】 道警⇒指定管理者⇒事後に所管課に報告

具体的な手続きについては次頁に記載していますので、こちらに従って行うようお願いします。

なお、事後には必ず所管課に対して報告し、合意書に定める様式での照会を実施するようお願いします。

急を要する場合の措置（合意書第8条）

1 照会が必要な場合とは

公共事業等や公の施設から暴力団排除措置の行使を判断する際、夜間や休日に緊急に照会や道警の支援が必要な場合が考えられます。

【想定されるケース】

○公共事業等からの排除

- ・ 排除要請に基づき排除措置を講じるため、道警の支援を受けたい場合

○公の施設からの排除

- ・ 夜間や休日に利用の申請があり、暴力団活動に利用されるおそれがある場合
- ・ 申請時には判明しなかったが、実際に利用の状況を確認したところ、明らかに暴力団活動であり、直ちに排除措置を講じる場合 など

2 対応の流れ

上記のケースの内、公の施設で現に暴力団活動が行われているような場合には、トラブルやもめごとが差し迫った状況であり、早急な対応が必要ですので、110番通報を行って警察官の出動を要請して下さい。

それ以外の場合で、緊急に照会等が必要な場合には、合意書第8条の規定に基づき、口頭（電話）により行うことができます。

この場合は、区政課を経由することなく、所管課から

道警本部刑事部組織犯罪対策局捜査第四課暴力団排除係 Tel 251-0110

に、夜間や休日の場合には所管課又は指定管理者から

道警本部刑事部当直 Tel 251-0110

に連絡してください。

連絡した際は、合意書第8条に基づく照会であること、緊急の事情があることを告げて照会を依頼し、その経過を記録（依頼日時や対応した警察官の官職、氏名、回答結果等）し、必ず事後に合意書に定める様式を作成して、区政課に送付して下さい。

その他

1 合意書第9条関係

合意書に定めのない場合や、暴力団排除に関して疑義が生じた場合、条例に基づく事項で道警との調整や打ち合わせを行いたい場合などは、区政課まで連絡願います。

2 暴力団に関する相談を受理した場合

市民等から暴力団に関する相談を受理した場合、その内容によって適切な相談先を紹介するようお願いします。

相談先は

○事件・犯罪に関すること

⇒ 道警（道警本部捜査第四課の「暴力追放相談電話」又は管轄の警察署）

○不当要求や暴力団による被害、暴力追放運動に関すること

⇒ 北海道暴力追放センター、道警

等となります。

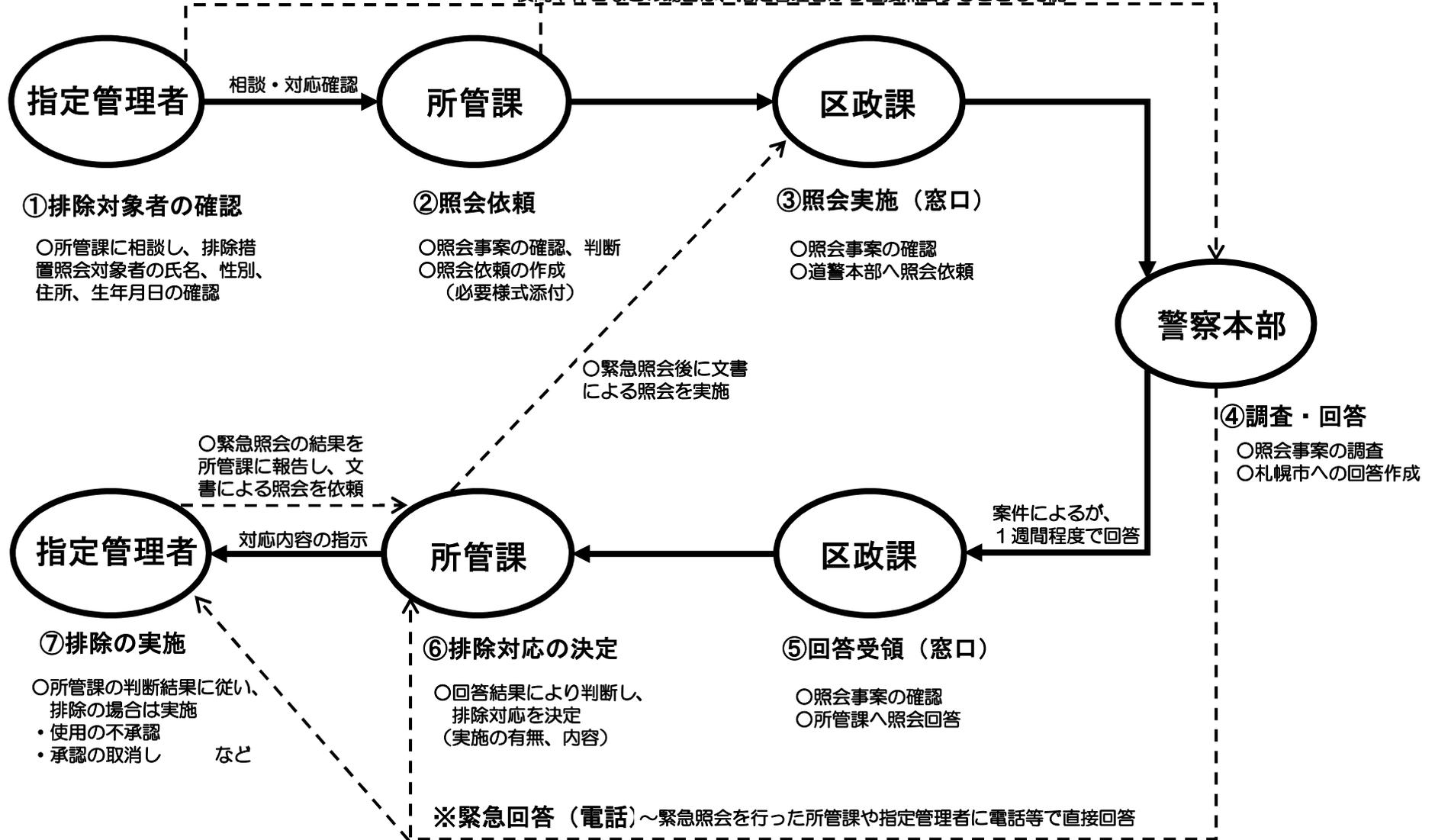
なお、暴力団によるものか判断のつかない債権取立その他の相談については、市が実施している無料弁護士相談を活用することもできますので、必要に応じて紹介して下さい。

添付資料

- 資料1 暴力団排除措置のフローチャート
- 資料2 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例
- 資料3 暴力団等の排除に関する合意書
- 資料4 暴力団排除に係る連絡先一覧

暴力団排除措置のフローチャート

※緊急照会（電話）～緊急に照会をする必要があるときは、所管課から電話等で照会を実施
夜間や休日などの場合は、指定管理者から直接照会することも可能



※支援要請の場合も同様の流れである。

札幌市条例第6号

札幌市暴力団の排除の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等について定めることにより、社会全体で暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団の排除 市民の生活及び事業活動に対する暴力団の介入を防止し、並びに市民の生活及び事業活動に生じた暴力団による不当な影響を排除することをいう。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、暴力団が市民の生活及び事業活動に不当な影響を与える存在であるとの認識の下に、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、推進されなければならない。

2 暴力団の排除は、市、市民、事業者、他の地方公共団体その他関係する機関及び団体の相互の連携及び協力の下に、社会全体で行わなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、他の地方公共団体その他関係する機関及び団体と連携を図り、暴力団の排除に関する施策を実施するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除に対する理解を深め、自らこれに努めるとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、暴力団を利することとならないよう、暴力団の排除に自ら積極的に取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。

(公共事業等に係る措置)

第7条 市は、その発注する建設工事その他の市の事務又は事業（次項において「公共事業等」という。）の執行により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。次項において同じ。）について、市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公共事業等に係る契約の相手方に対し、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第4項に規定する下請契約その他の当該公共事業等に係る契約に関連する契約の相手方から暴力団関係事業者を排除するために必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

(公の施設に係る措置)

第8条 市は、その設置する公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。）が暴力団の活動に利用されないようにするために必要な措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者に対する支援)

第9条 市は、市民及び事業者が暴力団の排除に関する活動に自主的に、かつ、相互に連携協力して取り組むことができるよう、市民及び事業者に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(啓発活動)

第10条 市は、市民及び事業者の暴力団の排除に対する理解を深め、及び暴力団の排除に関する活動に取り組む気運を醸成するため、広報その他の必要な啓発活動を行うものとする。

(暴力団の威力利用の禁止)

第11条 市民は、債権の回収、紛争の解決等に関し、暴力団員を利用すること、自己が暴力団と関係があることを認識させて相手方を威圧することその他の暴力団の威力の利用をしてはならない。

(利益供与の禁止)

第12条 市民は、暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。

(個人情報の収集及び提供)

第13条 札幌市個人情報保護条例（平成16年条例第35号）第2条第2号に規定する実施機関（本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）を除く。以下「実施機関」という。）及び地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、この条例に基づき暴力団の排除を図ることを目的として、必要かつ最小限の範囲内で個人情報（札幌市個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集することができる。

2 実施機関及び指定管理者は、この条例に基づき暴力団の排除を図るために必要があると認めるときは、前項の規定により収集した個人情報を必要かつ最小限の範囲内で警察その他の関係機関へ提供し、当該個人情報に係る個人が暴力団員であるかどうかの確認をすることができる。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

暴力団等の排除に関する合意書

札幌市長（以下「市長」という。）と北海道警察本部長（以下「警察本部長」という。）は、札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年札幌市条例第6号。以下「条例」という。）第7条及び第8条に基づく、札幌市（以下「市」という。）が発注する建設工事その他の事務又は事業（以下「公共事業等」という。）及び市が設置する公の施設からの暴力団排除措置（以下「暴力団排除措置」という。）を講ずるため、相互の連絡協議体制を確立し、運用が図られるよう取り組むことについて、次のとおり合意する。

（趣旨）

第1条 この合意書は、市が暴力団排除措置を講ずるため、市長及び警察本部長が緊密に連携するために必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 この合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員

法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(3) 暴力団関係事業者

暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者で次に掲げるものをいう。

ア 暴力団員が実質的に経営を支配する事業者

個人若しくは役員等が、暴力団員である事業者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している事業者をいう。

イ その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者として次に掲げる者

(ア) 個人又は役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしている事業者

(イ) 個人又は役員等が、暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している事業者

(ロ) 個人又は役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業者

(ハ) 個人又は役員等が、暴力団であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている事業者

(4) 役員等

法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時、請負契約を締結する権限を有する事務所をいう。）を代表する者で役員以外のものをいう。

（排除対象者）

第3条 暴力団排除措置の対象者（以下「排除対象者」という。）は、暴力団、暴力団員及び暴力団関係事業者とする。

（公共事業等からの排除に係る情報提供）

第4条 市長は、公共事業等からの暴力団排除措置を講じるために必要があると認めるときは、排除対象者に該当するか否かについて、警察本部長に対し、別記第1号様式により照会するものとする。

2 警察本部長は、前項の照会を受けたときは、市長に対し、速やかに別記第2号様式により回答するものとする。

3 警察本部長は、第1項の照会を受けた場合のほか、暴力団排除措置を講じる必要がある排除対象者に該当すると認める事実を確認した場合は、市長に対し、速やかに別記第3号様式により通知することにより公共事業等からの排除要請を行うものとする。

4 市長は、暴力団排除措置を行った場合は、警察本部長に対し、速やかにその旨を連絡するものとする。

5 警察本部長は、第2項又は第3項の規定による排除要請を行った当該排除対象者が、その後の事情変更により排除対象者に該当しなくなったと判断したときは、市長に対し、別記第4号様式により排除の取消の通知を行うものとする。

（公の施設からの排除に係る情報提供）

第5条 市長は、公の施設からの暴力団排除措置を講じるために必要があると認めるときは、警察本部長に対し、次の事項について別記第5号様式により照会するものとする。

(1) 利用許可の申請者、利用許可を受けた者、利用許可に係る行事等に参加する者等が排除対象者に該当するか否か。

(2) 利用許可に係る行事等の主催者、協賛者が排除対象者に該当するか否か。

2 警察本部長は、前項の照会を受けたときは、市長に対し、速やかに別記第6号様式により回答するものとする。

3 警察本部長は、第1項の照会を受けた場合のほか、排除対象者に該当する場合で暴力団排除措置を講じる必要があると認める事実を確認した場合は、市長に対し、速やかに別記第7号様式により通知するものとする。

（個人情報の管理）

第6条 市長及び警察本部長は、この合意書の運用により取得した個人情報を適正に管理し、暴力団排除措置の目的以外には使用してはならない。

(相互の連携)

第7条 市長及び警察本部長は、暴力団の排除の徹底を図るため、相互に情報交換を行う等、連携の強化に努めるものとする。

2 市長は、暴力団排除措置を講ずるに当たり、排除対象者からの妨害等が予想される場合は、警察本部長に対し、別記第8号様式により、支援を要請することができる。

3 警察本部長は、前項の規定による支援の要請があった場合その他必要が認められる場合は、市長に対し、必要な支援を行うものとする。

4 警察本部長は、当該排除対象者から市長に対し、不服申立て、訴訟の提起等の紛議が生じた場合には、第4条第2項若しくは第3項又は第5条第2項若しくは第3項の規定により市長に回答した内容又は通知した情報その他の警察本部長が市長に提供した情報の正当性を立証する等、必要な協力を行うものとする。

(急を要する場合の措置)

第8条 市長及び警察本部長は、緊急時の措置として、照会若しくは回答又は排除の要請若しくは支援の要請を文書により行ういとまがないときは、口頭により、これを行うことができるものとする。この場合において、事後に関係する文書（各別記様式）を送付し、その手続の経過を明確にするものとする。

(その他)

第9条 この合意書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、市長及び警察本部長が協議の上、決定するものとする。

この合意を証するため、本書2通を作成し、当事者が各1通を保有するものとする。

平成25年3月14日

札幌市長

上 田 文 雄 印

北海道警察本部長

園 田 一 裕 印

暴力団排除に関する連絡先一覧

【道警の担当連絡先】

	担 当 係	代表電話番号
道警本部	刑事部組織犯罪対策局捜査第四課暴力団排除係	251-0110
中央署	組織犯罪対策課組織犯罪対策担当係	242-0110
東署	刑事第二課組織犯罪対策担当係	704-0110
西署	刑事第二課組織犯罪対策担当係	666-0110
南署	刑事第二課組織犯罪対策担当係	552-0110
北署	刑事第二課組織犯罪対策担当係	727-0110
白石署	刑事第二課組織犯罪対策担当係	814-0110
豊平署	刑事第二課組織犯罪対策担当係	813-0110
厚別署	刑事第二課組織犯罪対策担当係	896-0110
手稲署	刑事第二課組織犯罪対策担当係	686-0110

※夜間・休日は刑事当直が担当

【暴力団に係る相談先】

機 関	内 容	電話番号
道警本部刑事部組織犯罪対策局捜査第四課	暴力追放相談電話	222-0200
	暴力団離脱者相談室	222-8930
公益財団法人北海道暴力追放センター	相談電話	271-5982
北海道環境生活部くらし安全局道民生活課	暴力団情報受理電話	204-5211

※いずれも平日の日中のみ対応